

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-26
許認可等の種類	高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条の2第2項			
許認可等の概要	高度管理医療機器等営業所管理者が、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事することを許可する。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	平成26年11月18日付け26薬第333号長野県健康福祉部長通知「高度管理医療機器等営業所管理者の兼務について」の1(兼務が認められる基準)に記載のとおり。			
基準の制定根拠	平成26年11月18日付け26薬第333号長野県健康福祉部長通知「高度管理医療機器等営業所管理者の兼務について」			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	20日			
期間の制定根拠	—			